

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊旭川駐屯地
第343会計隊長 平野 義明

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：給食業務部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊旭川駐屯地、陸上自衛隊近文台分屯地弾薬支処
陸上自衛隊近文台分屯地燃料支処
- (4) 履行期間：令和4年4月1日～令和5年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度及び令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有しており、A、B、C等級に格付けされた者であること。
また、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊旭川駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 別紙「旭川駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項」第3項第3号アに示す入札関係書類について、合格であつた者であること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊 契約班

4 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 時 期
令和4年1月26日（水）10時00分
- (2) 場 所
陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊 入札室
- (3) 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。
- (4) 郵便による入札の場合は、件名を記入した封筒に入札書を入れ封印し、「給食業務部外委託入札書在中」と記載し、令和4年1月25日（火）17時00分までに第343会計隊契約班担当宛へ郵送とする。
その際、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

5 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する場合は令和3年12月17日（金）から同年12月28日（火）までの間及び令和4年1月6日（木）から同年1月13日（木）までの間で実施するので、希望日の3日前に第343会計隊契約班担当者に連絡することとし、個別に対応する。

6 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（ただし、契約者が契約を履行しない場合には、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。）

7 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札
「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」
- (8) 入札関係書類未提出又は審査の結果、不適格の通知を受けた者の入札

8 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上決定する。この場合、全ての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

9 契約書の作成

落札者は落札決定後、契約書を作成する。契約の成立の時期については、契約書に双方が記名押印した時とする。

10 その他

- (1) 別紙「旭川駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項」を確認及び厳守するものとする。
- (2) 入札及び契約事項に関する問い合わせ
〒070-8630 旭川市春光町国有無番地 陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班
TEL 0166-51-6111（内線3348）担当：守住
Fax 0166-51-6040
- (3) 仕様書に関する問い合わせ
陸上自衛隊旭川駐屯地業務隊補給科糧食班
TEL 0166-51-6111（内線2381）担当：目時
- (4) 公告揭示場所及び揭示期間
ア 揭示場所：札幌駐屯地北部方面会計隊、名寄駐屯地第342会計隊、旭川駐屯地第343会計隊、上富良野駐屯地第344会計隊、滝川駐屯地第345会計隊、札幌商工会議所、旭川商工会議所、名寄商工会議所、滝川商工会議所、留萌商工会議所、富良野商工会議所、北部方面会計隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsd/nae/fin/>
イ 揭示期間：令和3年12月16日～令和4年1月26日

旭川駐屯地における給食業務部外委託契約に係る競争入札実施要項

1 趣 旨

本要項は、陸上自衛隊旭川駐屯地における給食業務部外委託（以下「本委託業務という。」）に係る競争入札に必要な手続き等について定め、競争入札の透明性及び公正性を確保するとともに、契約の適正な履行に資することを目的として定めるものである。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3年度及び令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で北海道地域の資格を有しており、A、B、C等級に格付けされた者であること。
また、防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間に於いて保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊旭川駐屯地（以下「官側」という。）における給食業務部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 次項第3号アに示す入札関係書類について、合格であった者であること。

3 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和4年度予算が成立することを条件とする。

- (1) 仕様書の配布
令和3年12月16日（木）以降、次の場所において配布する。
ア 陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班
イ 陸上自衛隊北部方面会計隊ホームページ
- (2) 入札説明会
実施しない。ただし、現場確認を希望する場合は令和3年12月17日（金）から同年12月28日（火）までの間及び令和4年1月6日（木）から同年1月13日（木）までの間で実施するので、希望日の3日前に第343会計隊契約班担当者に連絡することとし、個別に対応する。
- (3) 入札関係書類提出
ア 提出書類（まとめて郵送願います）
 - (ア) 資格審査結果通知書
令和1・2・3年度及び令和4・5・6年度の競争参加資格（全省庁統一資格）に係る資格審査結果通知書の写し
ただし、競争参加資格については、申請中で、当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出するとともに、更新手続完了後、資格審査結果通知書の写しを提出するものとする。
 - (イ) 令和3年度分社会保険（健康保険及び厚生年金保険）及び労働保険（雇用保険及び労働者災害補償保険）の納入証明書
ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、社会保険料又は労働保険料の納付猶予許可を受けている場合、該当する「納付の猶予（特例）許可通知書」の写しを提出するものとする。
 - (ロ) 業務提案書
仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

- (a) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等
 - aa 勤務予定表案（調理及び配食作業に必要なと見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要）（付紙第1「勤務予定表案」の例）参照）
 - ab 作業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策（付紙第2「採用・運用計画等」の例）参照）
 - ac 受託者が準備する消耗品及び使用見積（衛生用消耗品含む）（付紙第3「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例）参照）
 - (b) 調理及び配食時における作業従事者等の配置
 - aa 炊飯、下処理、揚げ等、加熱調理作業及び非加熱作業ごとの調理工程表及び作業人員見積
 - ab 仕様書に示す「配食人員の配置（基準）」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明（付紙第4「配食人員の配置」の例）参照）
 - (c) 管理態勢及び連絡態勢
 - aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図（氏名及び連絡先の記載は不要）（様式随意）
 - ab 欠員が生じた際の処置要領（フロー、マニュアル等）（様式随意）
 - ac 安全管理計画（様式随意）
 - (d) 従業員の教育研修態勢
 - aa 社内教育の実施計画（様式随意）
 - ab 新規採用者の教育態勢（様式随意）
- b 食品衛生管理
- (a) 衛生管理計画
 - aa 作業従事者等の健康管理の取り組み（様式随意）
 - ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期（ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載）（様式随意）
 - ac 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患（疑いを含む。）発生時の対応要領（様式随意）
 - (b) 衛生事故への対応
 - 報告態勢、社内マニュアル等（様式随意）
- c 令和元年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況
- (a) 不履行内容（減額されたものを含む。様式随意）
 - aa 駐屯地名及び時期
 - ab 業務不履行の内容及び発生原因
 - (b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策（様式随意）
 - aa 改善に当たり取り組んだ事項
 - ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

イ 提出期限

令和4年1月14日（金）17時00分

ウ 提出場所

陸上自衛隊旭川駐屯地第343会計隊契約班

(4) 入札関係書類の審査

前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。

(5) 入札参加資格に係る審査結果の通知

令和4年1月20日（木）までに書面により通知する。

(6) 審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して3日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して2日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

(7) 入札及び開札

ア 時期

令和4年1月26日（水）10時00分

イ 場所

陸上自衛隊旭川駐屯地 第343会計隊 入札室

ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ 郵便による入札の場合は、件名を記入した封筒に入札書を入れ封印し、「給食業務部外

委託入札書在中」と記載し、令和4年1月25日（火）17時00分までに第343会計
隊契約班担当宛へ郵送とする。

その際、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

(8) 落札者の決定

第1項に規定する入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上決定する。この場合、全ての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(9) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

(10) 契約書の作成（契約締結）

ア 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内（休日を含まない。）とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

陸上自衛隊旭川駐屯地契約班に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成（契約締結）時期

令和4年4月1日（ただし、本予算決定後）

エ 様式

陸上自衛隊標準契約書

オ 付帯する特約条項

(ア) 部分払に関する特約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

カ 添付する書類

仕様書

4 委託費の支払い方法

(1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

(2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

5 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内にしなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号（27. 12. 2）第4項（指名停止に至らない場合の警告等）に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により下表の「減額の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「減額の算定方法」により得られた額を委託費から減じる。

減額の対象となる事案	減額の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、次に掲げる場合を除き、食中毒の発生等により履行しない場合を含む。）	不履行部分の期間割合×契約金額
食事提供の遅延（遅延することが明白で、現場責任者の同意を得て官側が支援した場合を含む。）	0. 5%×1か月分の委託費

減額の対象となる事案	減額の算定方法
調理する食数誤り（喫食者に対する配色ができなかった場合に限る。）	0.5%×1か月分の委託費

(3) 違約金

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により下表の「違約金の対象となる事案」が発生した場合は、区分に応じて発生1回につき「違約金の算定方法」により得られた額を、違約金として官側が指定する方法により支払わなければならない。

違約金の対象となる事案	違約金の算定方法
全部又は一部の委託業務不履行（ただし、食中毒等の発生により履行しなかった場合を含む。）	10%×前号の減額分
食中毒の発生（食事への異物混入を含む。）	1%×1か月分の委託費
文書による勧告があったにもかかわらず改善計画を提出しない又は改善計画が遵守されない場合	3%×1か月分の委託費
官側に提出する書類等への虚偽記載	10%×1か月分の委託費

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

ア 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前2号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前2号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

イ アの「損害額」は、受託者の責めに帰すべき事由により食材を廃棄することとなった場合の、当該食材及び食材廃棄にかかった費用を含むものとする。

6 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

「勤務予定表案」の例

1 必要人員数

(1) 調理作業人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

(2) 配色作業人員

朝食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、昼食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人、夕食：平日〇〇人／土日祝日〇〇人

2 シフト別勤務時間

	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現場責任者	①	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	A	休	C	B	A	休	C	C	休	休	C	B	A	休	休	C	A	休	C
作業従事者	2	A	休	C	B	A	休	休	B	A	休	C	B	休	休	C	B	A	休	C	B	休	C	C	B	A	休	休	B	A	休	C
	3																															
	④																															
	⑤																															
	6																															
	7																															
	⑧																															
	⑨																															
	10																															
	⑪																															

凡例 A：4：30～13：30（8時間労働1時間休憩）

C：11：00～19：00（7時間労働1時間休憩）

B：9：00～18：00（8時間労働1時間休憩）

休：休務

丸数字：調理師免許保有者

現場責任者又は代理者

「採用・運用計画等」の例

1 給食業務部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

	確保予定人員	所属等	採用・運用予定	
現場責任者	①	弊社所属	・引き続き〇〇駐屯地勤務	調理師免許保有
作業従事者	2	弊社所属	・引き続き〇〇駐屯地勤務	
	3	弊社所属	・引き続き〇〇駐屯地勤務	
	④	弊社所属	・現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・〇〇から異動予定（調整済）	調理師免許保有
	⑤	弊社所属	・現在弊社の別部署〇〇にて勤務 ・〇〇から異動予定（検討中）※1、※2	調理師免許保有
	6	弊社所属	・業務開始前（〇月〇日まで）に新規採用予定 ※2	
	...			

2 予定人員数を確保できなかった場合の処置対策

〇〇から異動できなかった場合、新規採用にて対応（※1）

新規採用にて〇月〇日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続（※2）

凡例 ○数字：調理師免許保有者

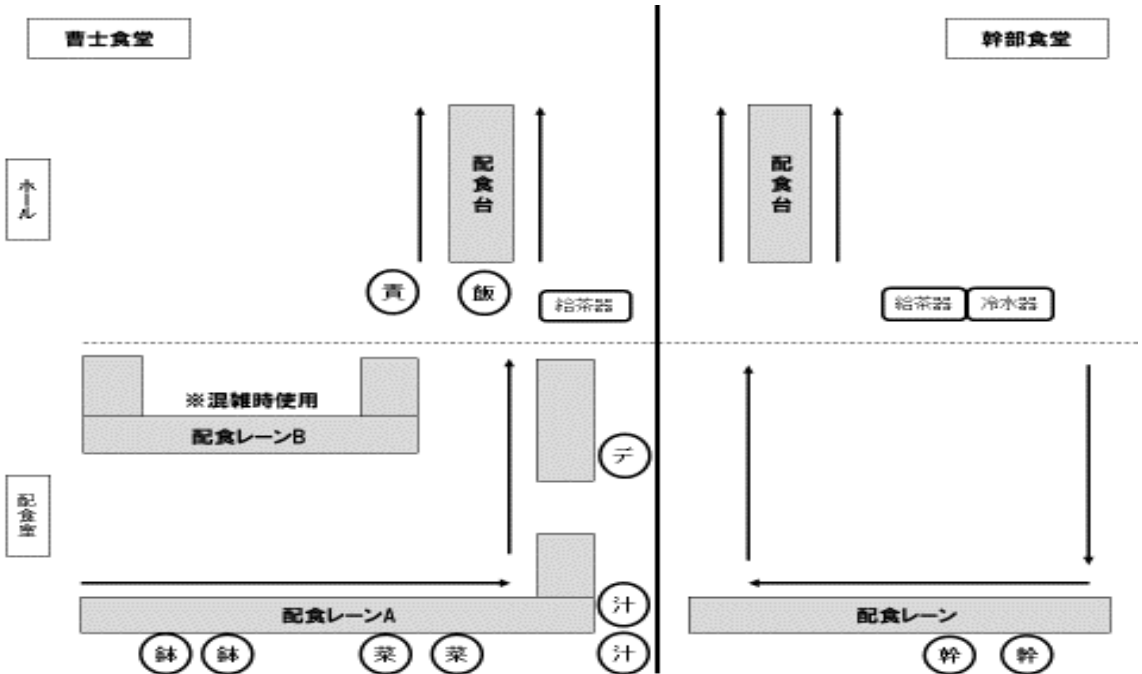
「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例

(注) 計上する消耗品及び使用見積は、仕様書に基づき記載する。

No	使用区分	品 名	使用見積数（月）	使用見積数（年）	備考
1	作業従事者個人用	マスク	(例) 1,200 枚	(例) 14,400 枚	3 枚/人日×12 人×31 日=1,116 枚/月
2	作業従事者個人用	個人用被服		〇〇人分	帽子・ユニホーム・エプロン・履物等
3	作業従事者個人用	使い捨て手袋	．．．	．．．	
	．．．				

「配食人員の配置」の例

(注) 仕様書に準拠し、施設等の特性を踏まえ、主な任務等及び人員数を図示等により理解容易なように説明する。



区分	主な任務等		各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
全 般	責	現場責任者			
配食等 担 当	飯	飯等の補充及びホール全般担当			
	汁	汁担当			
	菜	菜皿等の主菜担当			
	鉢	小鉢等の副菜担当			
	デ	デザート等の補充及び分屯地への給食運搬担当			
	幹	幹部食堂の配食全般			

調達要求番号：

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
給食業務の部外委託	作成	令和3年12月 日
	変更	令和 年 月 日
	作成部隊等名	旭川駐屯地業務隊

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊の旭川駐屯地（以下、「官側」という）及び近文台分屯地（近文台弾薬支処・近文台燃料支処）における給食業務の部外委託について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書で使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

a) **契約担当官**

給食業務の部外委託に係わる契約を締結する者

b) **検査官**

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の適否の検査を行う者

c) **監督官**

契約担当官の任命を受けて、補助者として給食業務の部外委託に係わる契約履行の過程における監督を行う者

d) **受託者**

給食業務の部外契約を請け負う者

e) **作業従事者**

この役務に直接従事する者

f) **現場責任者**

作業現場における一切の責任を有し、作業従事者の管理、技術指導、官側との交渉等に従事する者

g) **作業従事者等**

現場責任者及び作業従事者

h) **調理師**

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条に規定する調理師免許を有する者

1.3 本委託業務の概要

官側の施設、器材等を使用して、官側が作成した献立及び官側が準備した食材等により官側が示す調理指示に従い調理し、指定された食事時間内に配食並びにこれらに付随する食材、調味料等の運搬、調理器材、用具の手入れ及び指定場所への格納、厨房の清掃を行うものである。

旭川駐屯地食堂における標準的な食数及び配食レーン及び作業従事者数は

表1のとおりであるが、災害等の不測事態、訓練等により食数の増減、食事時間並びに献立を変更をする場合があり、受託者は官側との調整により柔軟に対応するものとする。

表1 旭川駐屯地食堂における1日あたりの標準的な食数、
配食レーン及び作業従事者数

区 分		平 日	休日（土・日・祝）
朝 食	食 数	南 6 7 8 食 北 4 1 3 食	南 2 4 5 食 北 1 6 8 食
	食事時間	0 6 1 0 ～ 0 7 1 0	0 6 1 0 ～ 0 7 1 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
	幹部食堂		
	作業従事者	1 4 名（分屯地含む）	2 名（分屯地含む）
昼 食	食 数	南 7 1 1 食 北 5 5 1 食	南 2 5 2 食 北 1 5 3 食
	食事時間	1 1 3 0 ～ 1 3 0 0	1 2 0 0 ～ 1 3 0 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
	幹部食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
	作業従事者	2 6 名（分屯地含む）	1 4 名（分屯地含む）
夕 食	食 数	南 6 3 5 食 北 3 7 4 食	南 2 4 4 食 北 1 4 5 食
	食事時間	1 7 0 0 ～ 1 8 3 0	1 7 0 0 ～ 1 8 0 0
	曹士食堂	1 コ配食レーン	1 コ配食レーン
	幹部食堂		
	作業従事者	2 0 名（分屯地含む）	1 4 名（分屯地含む）
作業従事者数（月）		3 2 名	

- ※1 平日の喫食時間は、上記時間とするが、座席数等の状況により変更する場合がある。
- ※2 配食レーン数は、上記を基準とするも、喫食者数により2コ配食レーンを使用する場合がある。
- ※3 検食時間については、別示する。
- ※4 詳細は、別紙第1「令和3年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の参考値」参照

2 本委託業務に必要な態勢

2.1 実施態勢

受託者は、官側が示す献立、予定喫食者数、配食レーン数等に応じ、表1、別紙第1及び別紙第2「旭川駐屯地食堂における配食人員の配置」等を基準として本委託業務を完成するために、勤務シフトを考慮した必要な作業従事者の数（32名基準）を官側と協議の上、自らの判断で決定し、調理工程表又は作業従事者勤務割振表により官側の確認を受けるとともに、次に掲げる要件を具備した態勢を確保するものとする。

a) 現場責任者

受託者は、委託業務実施間、次に掲げる要件を具備する者を現場責任者として旭川駐屯地（南・北）隊員食堂に各1名を常時配置するものとする。また、現場責任者が休暇等により不在となる場合は、受託者はあらかじめ現場責任者と同様の要件を具備する代理の者を選任し、現場責任者に代わって権限を執行できる態勢をとらなければならない。

なお、現場責任者は前述の責任を遂行できる限りにおいて作業従事者との兼任を妨げない。

- 1) 本委託業務に必要な知識、技術を有すること。
 - 2) 作業全般を統括する能力を有し、作業従事者を指導・監督できること。
 - 3) 官側との交渉等に関する権限を有し、速やかに連絡調整できる態勢をとれること。
 - 4) 前3号に示す能力、知識、技術、権限等を有する者の判断基準は、受託者の正規社員であり、同一メニューを1回300食以上提供する集団給食業務経験を1年以上有し、かつ調理師免許を保有する者とする。受託者は、その証明を5.4に示す時期までに提出するものとする。
 - 5) 現場責任者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。
- b) **作業従事者**
 作業従事者は、次の要件を満たす者とする。
- 1) 調理作業においては、常時1名以上の調理師が勤務するようにシフト管理する。
 - 2) 作業従事者は日本国籍を有し、かつ日本語で意思疎通ができること。

2.2 食品衛生管理

安全な給食を安定提供するため、次に掲げる法令等を遵守する。この際、以下の法令等は入札又は見積書の提出時における最新版とする。

- a) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）
- b) 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）
- c) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）
- d) 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成9年3月24日付衛食第85号別添）

※ ただし、5（4）③に記述される、「10月から3月までの間には月に1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検査を含めること。」については、官側としてこれを要求しない。受託業者が自主的に実施する場合は、受託業者の負担とする。

- e) 北海道及び旭川市で定める食品衛生に関する条例
- f) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）（平成10年法律第114号）
- g) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下、「感染症法施行規則」という。）（平成10年厚生省令第99号）

2.3 確保されるべき業務の質

- a) 指定された食事開始時間までに食事を提供できる態勢を整え、食事終了時間まで喫食者へ配食すること。
- b) 衛生的な食事を提供すること。
- c) 隊員の満足向上を図ること。

2.4 作業従事者の服務

作業従事者の旭川駐屯地及び近文台分屯地における一般的な遵守事項は、隊員に準ずるものとする。

3 本委託業務の細部内容

3.1 全 般

- a) 作業実施間の服装は、常に清潔な調理服、エプロン、マスク、手袋等を着用するとともに、名札を付けること。また、現場責任者は所在を明確にするため常時腕章または、これに類するもの（帽子等）を装着する。
- b) 現場責任者（必要に応じ作業従事者）は、官側が実施する調理ミーティング等に参加して、調理工程、配食時の作業従事者の配置等、調理及び配食の細部要領について認識の統一を図るものとする。
- c) 現場責任者は、食材等の受領から配食後の片付けにわたり衛生管理・安全管理に留意し、作業従事者に対し指示するものとする。
- d) 作業従事者等は食中毒予防及び異物混入防止の観点から、大量調理施設衛生管理マニュアルを遵守するとともに、身体を常に清潔に保ち、時計、装飾品等の私物を厨房内に持ち込まない。また、名札、腕章等が容易に脱落しないように装着する。筆記具等の持ち込みが必要な場合も、食品への異物混入を防止するため、必要最小限とし、脱落、紛失しないように管理する。

3.2 調理作業

調理ミーティングにおいて官側が示す細部要領に基づき、官側の準備した献立表、食材等によって、洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、レトルト品（市販品又は官給品の携行食を含む。）のボイル等を実施する。

3.3 配食作業

調理ミーティングにおいて官側から示された細部要領に基づき、食品及び食器類の配置、盛り付け（飯缶等への詰め替えを含む。）、隊員等（駐屯地給食の範囲内における会食、特別勤務、検食を含む。）への配食を実施する。また、弁当時は振り分け作業を実施する。

3.4 調理・配食に付随する作業

3.4.1 食材・調味料等の受領

現場責任者は、官側の立会いのもとに食材・調味料等を受領するものとする。

3.4.2 料理、食材及び残飯等の運搬

旭川駐屯地で調理した料理及び食材等を、近文台弾薬支処・近文台燃料支処までの運搬作業及び近文台弾薬支処・近文台燃料支処で発生した残飯の旭川駐屯地までの運搬作業を実施する。

3.4.3 給食器材・用具等の洗浄、整備及び格納

- a) 調理器材、用具等の使用後の洗浄、消毒、整備及び格納を実施する。
- b) 調理後、配食後の食缶等を水槽、洗剤等を使用し指定の場所に格納する。
- c) 詳細は、別紙第3「洗浄・整備・清掃の基準」による。

3.4.4 厨房内等の清掃作業

厨房（下処理室、払出室、冷凍庫、冷蔵庫等の付帯設備を含む。）の清掃及び調理作業等によって発生した残菜、残飯、廃油等の処理を実施するものとする。

3.4.5 厨房整備日

厨房整備日は月1回を基準とし、その30日前までに通知する。

4 監督及び検査

- a) 朝食、昼食、夕食の各作業の実施間又は検食後、裁断要領、調理作業（洗米・炊飯、食材の下処理、煮込み、焼き、揚げ、ゆ（茹）で、いた（炒）め、蒸し、味付け等）、配食作業、衛生及び安全面についての管理等作業要領について官側から指示等を受けた場合は、現場責任者はその指示に基づき対応するものとする。
- b) 調理・配食作業が終了した時は、検査官から次の判断基準に基づき点検を受けるものとする。

検査の時期等	検査項目	判定基準
その日の作業開始時	実施態勢	献立、予定喫食者数、配食レーン及び配置基準等に基づく、業務を履行するに足る作業従事者等確保の状況
	衛生管理	作業従事者等の健康状態の確認、指導及び記録等の衛生管理態勢
		業務に必要な衛生用消耗品の準備状況、作業従事者の個人用被服等身だしなみの状況
朝、昼、夕各食の調理作業終了時	調理状況	官側の指定した食材の使用、裁断・調理要領及び調理数に基づく作業状況
		大量調理施設衛生管理マニュアルに基づいた下処理、温度管理、二次汚染の防止及び検食の保存状況
朝、昼、夕各食の配食作業終了時	配食状況	官側の指定した盛り付け要領及び配食状況
		配食開始時間及び配食終了時間
その日の作業終了時	器材洗浄及び厨房等の清掃状況等	官側の指定した要領・頻度に基づく、器具等の洗浄・清掃・格納状況
		器具等の員数状況

5 その他

5.1 作業に関する指示

- a) 給食器材等の使用に当たっては、次の事項を遵守するものとする。
- 1) 安全に万全を期す。
 - 2) 作業従事者等が給食器材等を使用して負傷した場合は受託者の責任と費用負担において処置をするものとする。
 - 3) 使用前の安全点検、使用後の点検・手入れによって、給食器材の故障の未然防止に努める。
 - 4) 使用する施設及び器材等は、本業務以外に使用してはならない。
- b) 現場責任者は、作業従事者等の故意又は過失によって食材、施設、器材等に損害を与えた場合は、速やかに監督官を通じて契約担当官に報告するとともに、官側の指示に基づき受託者の責任と費用負担において速やかに原状復帰するものとする。
- c) 受託者は、本役務の実施に際して、施設の使用、火災予防、施設・区域の立ち入り、車両の乗り入れ等について官側の指示に従うものとする。

- d) 受託者は、官側が受検する各種検査等（会計検査、会計監査、保健所等の立入検査、防火点検等）及び教育実習生の受け入れに協力するものとする。
- e) 受託者及び作業従事者等は、業務実施上知り得た情報を他に漏らし、または利用してはならない。また、契約終了後又は契約解除後も同様とする。
- f) 作業従事者等の、新型コロナウイルス及びノロウイルスを含む感染症の罹患及びその復帰に関しては、感染症法及び感染症法施行規則に基づくとともに、必要な検査費用等は、受託者等の負担によるものとする。
- g) 付加作業（その他の作業）に関する事項は、監督官と現場責任者の協議による。

5.2 遵守事項

- a) 更衣室・休憩室、トイレ、廊下、玄関、靴箱等は、官側との調整により利用するものとし、利用者自らが清掃し、常に整理整頓を心がけるものとする。
- b) 喫煙は、官側から示された場所において喫煙するものとする。
- c) 駐車場は、官側の指定する場所を利用するものとし、利用者自らが整備（冬季においては除雪等）し、常に整理整頓に心がけるものとする。

5.3 官側からの通知事項

官側からの通知事項は、表 2 のとおりとする。

表 2－官側からの通知事項

通知事項	通知頻度	通知時期	備 考
給食予定人員	月 1 回	翌月分を前月 1 0 日まで	4 月分は左記に関わらず引 継ぎ期間に通知
献立表	月 1 回	同 上	同 上
確定人員 献立材料表	週 3 回	当該給食日の 3 ～ 7 日前基準	下記の通り通知することを 例とする。 1 月曜日に土～月曜日分 を通知 2 前週水曜日に火・水曜日 分を通知 3 前週金曜日に木・金曜日 分を通知
調理及び配食 細部要領	平日毎日	平日朝 0 9 0 0	
各種検査等及 び実習生の受 入れ		当該月の 1 か月前の 1 0 日まで	

5.4 提出書類

受託者が、官側に提出する書類は表3のとおりとする。

表3－提出書類一覧

提出書類名	提出頻度	提出時期	備 考
現場責任者の勤務経験関連資料	年1回	業務開始 10日前まで	
作業従事者一覧	年1回	業務開始 10日前まで	提出後、従事者に変更があればその都度提出する。
作業従事者調理師免許の写し(免許保有者のみ)	年1回	同 上	同 上
作業従事者菌検索結果	月1回以上	毎月20日まで (ただし、受託年度4月分は業務開始の10日前まで)	1 菌検索結果には、腸管出血性大腸菌症検査を含めること。 2 菌検索実施機関発行の結果を提出 3 従事者の変更の都度提出し、官側の確認を受けるものとする。
作業従事者勤務割振表 (勤務予定表)	月1回	翌月分を前月 25日まで	1 受託年度4月分は業務開始の10日前まで 2 従事者に変更があればその都度提出する。
作業完了届	月1回	当月分を翌月 10日まで	
調理工程表 (基準)	年1回	業務開始 10日前まで	その後、変更があればその都度提出する。
保健所等による営業許可証の写し	年1回	同 上	

※1 提出時期に間に合わないことが予想された場合、受託者は速やかに官側へ通知し、今後の対応について協議するものとする。

※2 提出された作業従事者勤務割振表及び調理工程表を業務開始までに官側と協議するものとする。

5.5 受託者が使用できる国有財産

a) 施 設

本委託業務に関係する陸上自衛隊旭川駐屯地隊員食堂、厨房、控室及び近文台分屯地（近文台弾薬支処・近文台燃料支処）隊員食堂

b) 設 備

別紙第4のとおり。

c) 経費負担区分

前2号の使用に伴う電気、ガス、水道等の使用料及び維持管理費用は官側負担とする。ただし、受託者の故意又は過失により施設、設備等に損害を与えた場合は、官側の指示に基づき受託者の費用負担において修復等を行う。受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

5.6 受託者の経費区分

5.5において官側負担とした費用を除き、作業従事者の被服、清掃用具、洗剤、事務用品、各種検査等の本委託業務に必要な全ての経費は受託者負担とする。

別紙第5「(給食業務)年間を通じて必要となる消耗品のリスト(基準)」

5.7 本委託業務の引継ぎ

当該年度の受託者は、翌年度4月1日以降の本委託業務受託予定者から業務の引継ぎに関する申し出があった場合は、当該年度内3月24日までに完了するよう協力しなければならない。

5.8 飲食店営業許可

食品衛生法第54条に基づき、政令で定める飲食店営業施設に該当するので、受託者は、契約に伴い食品衛生法第55条の1項の規定に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、給食施設(駐屯地・分屯地隊員食堂)における飲食店営業(一般食堂)の営業許可を受けなければならない。契約が終了し、給食を廃止する場合は、食品衛生法施行細則第5条の2、第6項に規定する「給食廃止届」を所轄保健所長に届け出なければならない。

5.9 仕様書に関する疑義

受託者は、この仕様書に疑義が生じた場合は、契約担当官と協議するものとする。

令和 4 年度における食数予定及び作業に必要な従事者数の実績参考値

1 南食堂

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当 り食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
7 月	平日	朝	759	405	643	12,861	1	6	7	42	2,144
		昼	756	490	671	13,415	1	11	8	88	1,220
		夕	888	246	642	12,832	1	9	8	72	1,426
		計	—	—	—	39,018	3	26	—	202	—
	休日	朝	397	305	345	3,795	1	1	4	4	3,795
		昼	276	193	242	2,667	1	6	8	48	445
		夕	269	212	242	2,657	1	6	8	48	443
		計	—	—	—	9,119	3	13	—	100	—
8 月	平日	朝	905	508	678	12,887	1	6	7	42	2,148
		昼	993	511	741	14,083	1	11	8	88	1,280
		夕	920	475	662	12,581	1	9	8	72	1,398
		計	—	—	—	39,551	3	26	—	202	—
	休日	朝	455	156	235	2,814	1	1	4	4	2,814
		昼	407	132	191	2,287	1	6	8	48	381
		夕	445	137	193	2,311	1	6	8	48	385
		計	—	—	—	7,412	3	13	—	100	—
9 月	平日	朝	1,391	443	814	21,169	1	6	7	42	3,528
		昼	1,554	439	859	22,346	1	11	8	88	2,031
		夕	1,358	424	777	20,192	1	9	8	72	2,244
		計	—	—	—	63,707	3	26	—	202	—
	休日	朝	424	365	400	1,601	1	1	4	4	1,601
		昼	334	278	303	1,213	1	6	8	48	202
		夕	347	274	308	1,231	1	6	8	48	205
		計	—	—	—	4,045	3	13	—	100	—

※作業人員数・時間は、食数により増減あり。

2 北食堂

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 A ÷ B
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) B × C	
7 月	平日	朝	594	407	482	9,640	1	6	7	42	1,607
		昼	695	490	581	11,614	1	11	8	88	1,056
		夕	606	246	452	9,047	1	9	8	72	1,005
		計	—	—	—	30,301	3	26	—	202	—
	休日	朝	351	252	310	3,412	1	1	4	4	3,412
		昼	311	142	240	2,642	1	6	8	48	440
		夕	312	142	238	2,615	1	6	8	48	436
		計	—	—	—	8,669	3	13	—	100	—
8 月	平日	朝	561	266	451	7,222	1	6	7	42	1,204
		昼	535	286	476	7,615	1	11	8	88	692
		夕	565	169	413	6,605	1	9	8	72	734
		計	—	—	—	21,442	3	26	—	202	—
	休日	朝	268	83	167	2,501	1	1	4	4	2,501
		昼	212	90	128	1,924	1	6	8	48	321
		夕	213	91	124	1,866	1	6	8	48	311
		計	—	—	—	6,291	3	13	—	100	—
9 月	平日	朝	1,061	470	624	15,604	1	6	7	42	2,601
		昼	1117	279	697	17,421	1	11	8	88	1,584
		夕	1051	170	589	14,718	1	9	8	72	1,635
		計	—	—	—	47,743	3	26	—	202	—
	休日	朝	288	157	257	1,286	1	1	4	4	1,286
		昼	275	221	248	1,241	1	6	8	48	207
		夕	263	169	227	1,137	1	6	8	48	190
		計	—	—	—	3,664	3	13	—	100	—

※作業人員数・時間は、食数により増減あり。

3 近文台分屯地食堂（弾薬支処）

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
7 月	平日	朝	23	19	21	402		1	4	4	402
		昼	38	17	33	658		2	4	8	329
		夕	24	11	19	375		1	4	4	375
		計	—	—	—	1,867		4	—	16	—
	休日	朝	20	12	15	162					
		昼	17	11	13	137		1	4	4	137
		夕	17	11	12	133		1	4	4	133
		計	—	—	—	432		2	—	8	—

※ 駐屯地南食堂から運搬及び配食作業を実施

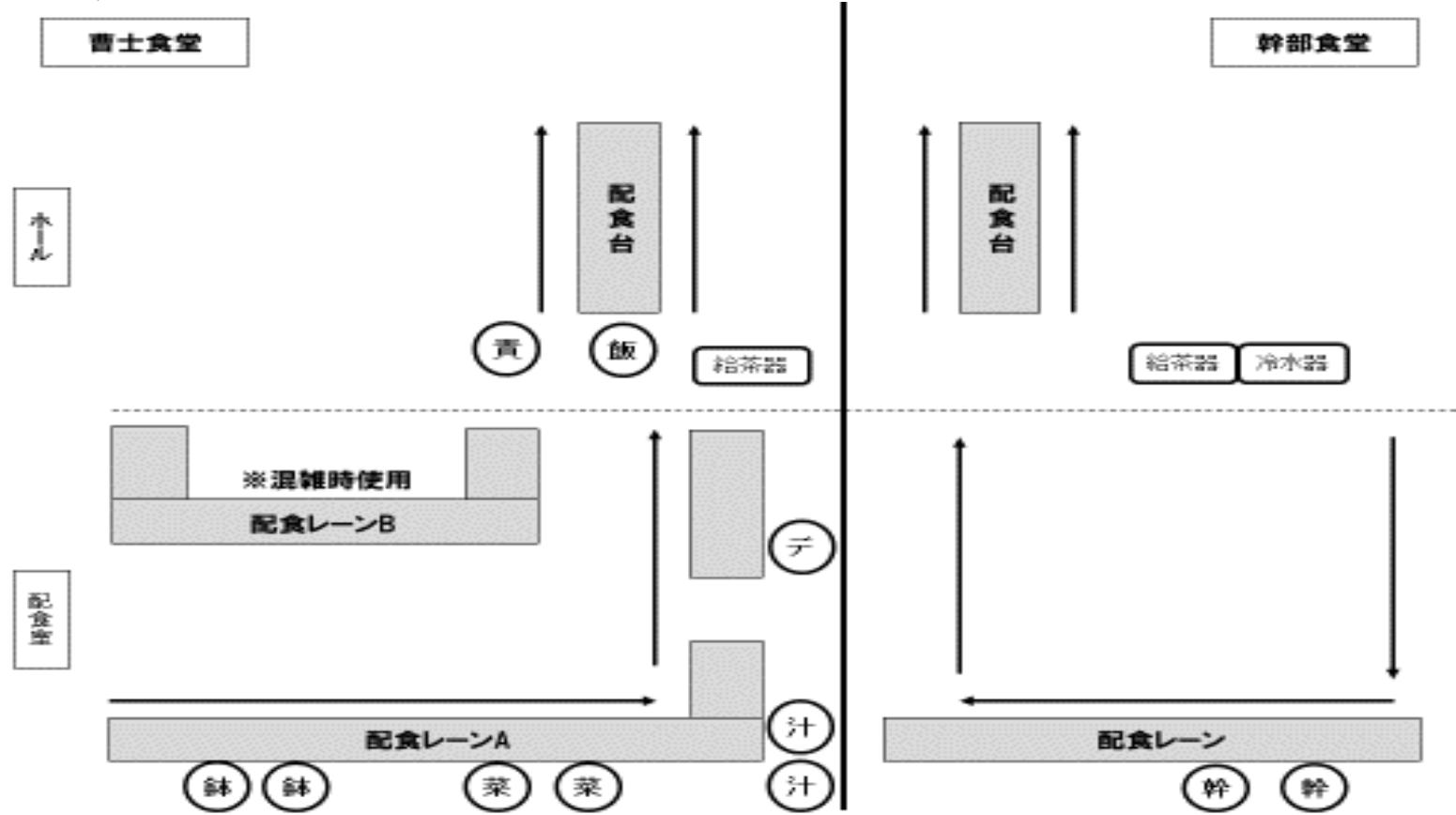
4 近文台分屯地食堂（燃料支処）

月	区分		食 数				現場責任者 (人・時)	作業員			作業員 1 人当たり 食数 $A \div B$
			最大値 (食)	最小値 (食)	平均値 (食)	合計 (食) A		作業人員 (人) B	1 人当たりの 作業時間 (時) C	総作業時間 (人・時) $B \times C$	
7 月	平日	朝	21	10	17	338		1	4	4	338
		昼	31	8	27	524		2	4	8	262
		夕	21	15	17	341		1	4	4	341
		計	—	—	—	1,203		4	—	16	—
	休日	朝	20	13	16	175					
		昼	16	11	12	126		1	4	4	126
		夕	16	11	12	126		1	4	4	126
		計	—	—	—	427		2	—	8	—

※ 駐屯地南食堂から運搬及び配食作業を実施

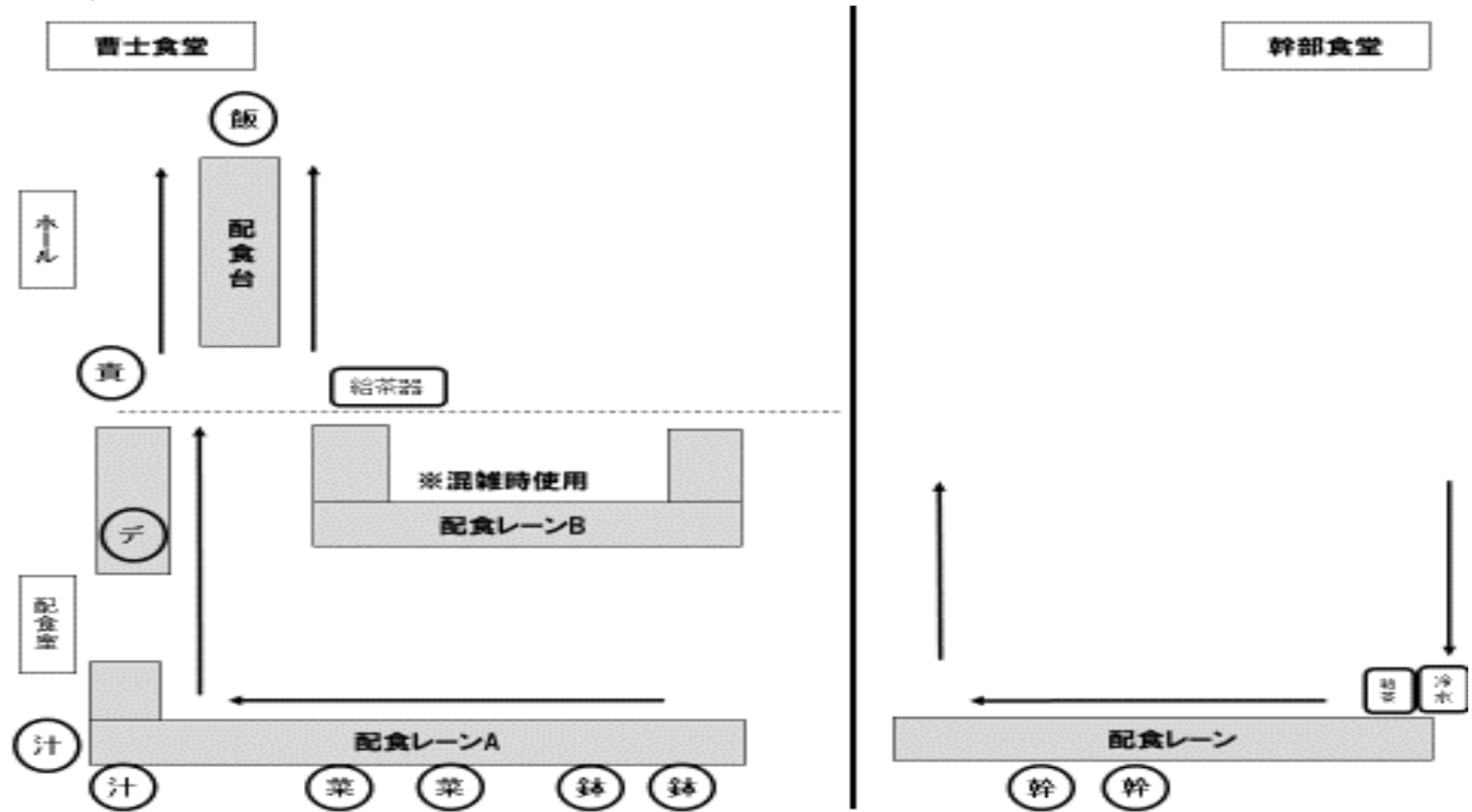
旭川駐屯地食堂における配食人員の配置（基準）

1 南食堂



区 分	主な任務等		人 数							
			朝		昼		夕		休日（朝除く。）	
全 般	責	現場責任者	1（兼務可）	5～6	1（兼務可）	10～11	1（兼務可）	8～9	1（兼務可）	5～6
配食等 担 当	飯	飯等の補充及びホール全般担当	1		1		1		1	
	汁	汁担当	1		2		2		1	
	菜	菜皿等の主菜担当	1		2		2		1	
	鉢	小鉢等の副菜担当	1		2		2		1	
	デ	デザート等の補充及び分屯地への給食運搬担当	1		1		1		1	
	幹	幹部食堂の配食全般			2					

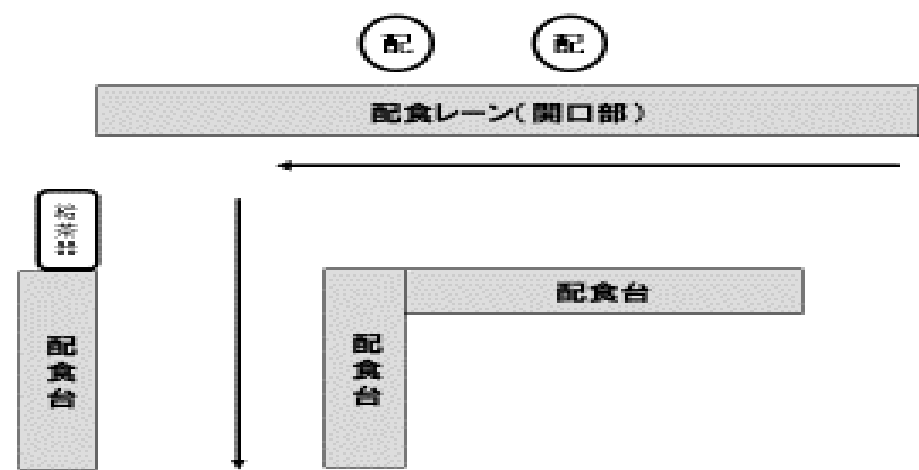
2 北食堂



区 分	主な任務等		人 数							
			朝		昼		夕		休日（朝除く。）	
全 般	責	現場責任者	1（兼務可）		1（兼務可）		1（兼務可）		1（兼務可）	
配食等 担 当	飯	飯等の補充及びホール全般担当	1		1		1		1	
	汁	汁担当	1		2		2		1	
	菜	菜皿等の主菜担当	1	5～6	2	10～11	2	8～9	1	5～6
	鉢	小鉢等の副菜担当	1		2		2		1	
	デ	デザート等の補充及び分屯地への給食運搬担当	1		1		1		1	
	幹	幹部食堂の配食全般			2					

3 近文台分屯地食堂（弾薬支処・燃料支処）

分屯地食堂



主な任務等		人 数
配	配食全般を担当	1～2

洗淨・整備・清掃の基準

実施すべき事項		月	火	水	木	金	土	日	厨房整備日	使用の つど
厨房	床の清掃	○		○		○				○
	排水溝（側溝）の清掃		○		○					○
	各種棚の清掃								○	
	製氷機								○	
	かまど、ガス、回転式								○	○
	連続式ガス炊飯装置								○	○
	蒸気煮炊釜								○	○
	蒸気湯沸器								○	
	シンク								○	○
	調理台								○	○
	ダクトの清掃								○	
下処理室	床の清掃	○		○		○				○
	排水溝（側溝）の清掃		○		○					○
	解凍庫								○	
	野菜切裁用調理器								○	○
	球根皮むき機								○	○
	蒸し器								○	○
	冷凍庫								○	○
	予冷库								○	○
	冷蔵庫								○	○
	包丁・まな板殺菌庫						○	○		
	シンク						○			○
	調理台							○		○
払出室	床の清掃	○		○		○				○
	棚の清掃	○		○		○				
揚げ物・焼き物室	焼物器								○	○
	揚げ物機								○	○
	シンク								○	○
	調理台								○	○
	各種棚の清掃								○	
	各種器材の清掃								○	
配食場	適温・選択配食器材									○
	配食室用温蔵庫									○
	配食室用保冷库									○
	掃き掃除 ※配食器材から内側	○	○	○	○	○	○	○	○	
	モップ掛け ※配食器材から内側	○	○	○	○	○	○	○	○	
その他	更衣室・便所	○	○	○	○	○	○	○		
	ゴミステーション	○	○	○	○	○	○	○		○
	運搬食交付所						○	○		
備考	※ 包丁については使用の都度、必要により研ぐ。 ※ まな板については定期的に漂白する。 ※ 調理器具の木部は、よく乾燥させる。 ※ 各種器材はこまめに除菌する。									

設 備（保有器材・器具及び施設）

1 旭川駐屯地

区 分		数 量		能 力
		南食堂	北食堂	
調理器材 及び器具	製氷機， 1 号	1台	1台	
	解凍庫， 2 号	1台	1台	400ℓ
	野菜切裁用調理機， 1 号	1台	2台	
	野菜切裁用調理機， 2 号	1台		
	球根皮むき機， 1 号	1台	1台	650kg/h
	球根皮むき機， 2 号	1台		350kg/h
	ミートスライサー， 1 号	1台	1台	
	かまど，ガス，回転式， 3 6 L	2台		80ℓ
	かまど，ガス，回転式， 5 4 L		2台	190ℓ
	連続式ガス炊飯装置， 1 号	1台		30kg/回
	連続式ガス炊飯装置， 2 号		1台	21kg/回
	蒸気煮炊釜， 2 2 0 L	5台	4台	
	対流式焼物器， 1 号	1台		
	連続式焼物器， 2 号		1台	
	コンベクションオーブン 1 号（ガス式）	1台	1台	
	揚物機， 1 号	1台	1台	
	揚物機， 2 号	1台		
	蒸し器 1 号	1台	1台	
	茹麺器 1 号（テボ式）	1台	1台	
	茹麺器 2 号（テボ式）	1台	1台	
	適温・選択配食器材 1 号	2台	2台	
	適温・選択配食器材 2 号	1台	1台	
	配食室用温蔵庫， 1 号	1台	1台	
	配食室用保冷库， 1 号	1台	1台	
	蒸気湯沸器， 1 号	2台	2台	
	厨芥処理機， 1 号，分離型， B	1台	1台	10kg/分
	冷蔵ショーケース	4台	3台	
	シンク・調理台	28台	25台	
	まな板	15枚	12枚	
	包 丁	15本	15本	
厨房等施設	厨 房	377.1㎡	296.1㎡	
	配食室	222.8㎡	148㎡	
	下処理室	58.5㎡	53.6㎡	
	厨芥処理室	12㎡	9㎡	
	控え室・更衣室	40.5㎡	42.5㎡	
	ゴミ集積場	70㎡	40㎡	

2 近文台分屯地

区 分		数 量		能 力
		弾薬支処	燃料支処	
調理器材 及び器具	製氷機, 3号	1台	1台	
	冷蔵庫	1台	1台	
	冷蔵ショーケース	1台	1台	
	作業台	2台		
	盛付配膳台	1台		
	3重コンロ	1台	1台	
	配膳台	2台	1台	
	温蔵庫	1台		
	保温庫	1台		
	配食台		1台	
	調理台		1台	
	スーパージャンボバーナー		1台	
厨房等施設	厨 房	25m ²	20m ²	

(給食業務) 年間を通じて必要となる消耗品のリスト (基準)

No	使用区分	品 名	消費基準
1	作業従事者個人用	エンボス手袋	14枚/人日
2		ラテックス手袋	必要数
3		ゴム手袋	必要数
4		綿手袋 (軍手)	4箱/期
5		マスク	3枚/人日
6		爪ブラシ	2コ/月
7	調理用消耗品	ポリ袋 NO15	32枚/日
8		ポリ袋 NO12	32枚/日
9		ポリ袋 NO10	32枚/日
10		ポリ袋 NO8	32枚/日
11		ポリ袋 200	32枚/日
12		ポリ袋 450	32枚/日
13		ポリ袋 700	32枚/日
14		ポリ袋 900	32枚/日
15		クッキングペーパー	118ロール/年
16		耐熱料理ペーパー	32本/期
17		ラップ 30cm	保冷、保温時等にも使用
18		ラップ 45cm	保冷、保温時等にも使用
19		アルミホイル	0.16本/日
20		アルミホイル	0.91本/日
21		オーブンミット	2組/期
22	調理器具清掃用	スポンジ	1.5コ/日
23		コンドルマジックスポンジ	1.5コ/日
24		ステンレスたわし	20個/期
25		亀たわし (大)	72個/年
26		クレンザー	600g/日
27		クリームクレンザー	12本/期
28		キッチン洗剤	150/日
29		マジックリン	0.60/日
30		グリドル洗剤	0.940/日
31		除菌漂白剤	2kg/期
32		次亜塩素酸ナトリウム	1.2kg/日
33	厨房清掃用	タオル	65枚/年
34		洗濯用洗剤	3.6kg/月
35		床洗剤	1.3コ/月
36		お掃除消しゴム (激落くん)	2箱/月
37		バケツ	必要数
38		ナイロンデッキブラシ	必要数
39		水切りデッキブラシ	必要数
40		水切り (長)	必要数
41		モップ	必要数
42		ほうき	必要数
43	官民共用	手洗い石鹼液	180/月
44		アルコール消毒液	10/日

※ 43及び44は、官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官側と要調整